

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ)において対応します。
 ※「ワーキング・グループにおける処理方針」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、各ワーキング・グループが以下のとおり判断したものです。
 ◎:各ワーキング・グループで既に検討中又は検討を行う事項
 ○:所管省庁に再検討を要請(「◎」に該当するものを除く)する事項
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける処理方針
									制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
310709004	元年 7月9日	元年 9月10日	元年 10月28日	共済組合における保険証の性別記載の取扱いについて	国民健康保険における保険証の性別記載については、性同一性障害などの事情がある場合には裏面記載とすることが可能であると、厚生労働省からの通知によって明示されています。 この対応について、国家公務員や地方公務員、私学教員等の所属する共済組合においても同様の取扱いである旨を通知等で明示していただけないでしょうか。	公務員にも同様のニーズがある一方、厚労省の通知では共済組合の取扱いが明示されていないため、個人が裏面記載等の対応を希望するにあたって保険者との交渉が難航することがあります。 参考:国民健康保険被保険者証の性別表記について(回答)(平成24年9月21日)(保国発0921第1号)(島根県松江市長あて厚生労働省保険局国民健康保険課長通知) https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/tokaihokuriku/iryu_hoken/kisai/documents/0207.pdf	個人	警察庁 総務省 財務省 文部科学省	【警察庁】 警察共済組合の組合員証等の性別記載については、実例が発生した際に保険者において検討・判断しているところでは、 【総務省】 地方職員共済組合、東京都職員共済組合、指定都市・市町村・都市職員共済組合の組合員証等の性別記載については、実例が発生した際に保険者において検討・判断しているところでは、 【財務省】 国家公務員共済組合の組合員証等の性別記載については、厚生労働省からの通知に沿って、実例が発生した際に保険者において検討・判断しているところでは、 【文部科学省】 私学共済の加入者証等及び公立学校共済組合の組合員証等の性別記載については、法令等の明示的な規定はなく、実例が発生した際に保険者において検討・判断しているところでは、	現行制度下で対応可能	【警察庁】 厚生労働省からの通知を踏まえた対応がされるよう、改めて通知等により周知します。 【総務省】 厚生労働省からの通知は平成24年に地方職員共済組合、東京都職員共済組合、指定都市・市町村・都市職員共済組合に参考として情報提供していますが、当該通知を踏まえた対応がされるよう、改めて通知等により周知します。 【財務省】 厚生労働省からの通知を踏まえた対応がされるよう、改めて通知等により周知します。 【文部科学省】 厚生労働省からの通知を踏まえた対応がされるよう、改めて通知等により周知します。		
310724003	元年 7月24日	元年 8月8日	元年 9月27日	ライフル射撃場における空気銃の使用	指定射撃場の指定に関する内閣府令(昭和三十七年総理府令第四十六号)という通達により、ライフル射撃場と、空気銃射撃場は別の扱いになっています。 エアライフルを使ったカワウなどの鳥類の有害鳥獣駆除では、遠距離の対象を狙うことがあります。 そのためには、50mや100mといった距離での練習が不可欠です。 エアライフルは装薬銃であるライフルやスラッグより威力が低く、いわば下位互換の存在です。 ライフル・スラッグの基準を満たした射撃場であれば、エアライフルも同じ距離で使用できるよう、規制を改革することを望みます。	銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)第10条第2項の規定は、一定の場合を除いて所持許可を受けた銃砲を発射することを罰則をもって禁止しており、同項第2号は、この一定の場合として「指定射撃場、教習射撃場又は練習射撃場の指定に係る種類の銃砲で射撃をする場合」を掲げています。 これを受けて、指定射撃場の指定に関する内閣府令(昭和37年総理府令第46号)(以下「府令」といいます。)第2条は、ライフル射撃場についてはライフル銃又は散弾銃若しくは散弾銃以外の滑腔銃(単弾によって射撃する場合に限る。)を、空気銃射撃場については空気銃をそれぞれ用いて射撃する施設として規定しています。 また、府令第3条及び別表においては、射撃場の構造設備の基準をそれぞれ規定しているところ、空気銃射撃場は、「覆道式」、射座からバックストップまでの間に弾丸が射撃場外に飛散することを防ぐための障壁が設けられている「バツフル式」、覆道式及びバツフル式以外の「自然式」の3つに区分されており(府令第3条)、覆道式の空気銃射撃場に係る構造設備の基準においては、射撃線から標的までの距離は「4.5メートル以上」と上限が設けられていない(府令別表第10)一方、バツフル式及び自然式の空気銃射撃場に係る構造設備の基準では、射撃線から標的までの距離は「4.5メートル以上10メートル以下」と上限が設けられています(府令別表第11及び第12)。	個人	警察庁	銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号) 指定射撃場の指定に関する内閣府令(昭和37年総理府令第46号)	検討に着手	空気銃を用いた遠距離射撃に係る練習の機会が確保されるよう、現状の制度においても遠距離射撃が可能である覆道式の空気銃射撃場に加え、ライフル射撃場においても御提案のようないわゆるエアライフルを用いた射撃を可能とすることについて、安全性の確保に配慮しつつ、検討しているところでは、		
310918017	元年 9月18日	元年 10月1日	元年 12月19日	犯罪収益移転防止法関連 ①税金・公金・公共料金の収納における銀行の記録保存義務の撤廃	税金・公金・公共料金の収納における銀行の取引記録の保存(7年)を不要とする。	○銀行は、犯罪収益移転防止法に基づき、税金・公金・公共料金の支払いについて取引記録の保存が求められるが、コンビニの場合は不要となっている。 ○税金の収納票等で金融機関控えがない場合、顧客に取引記録の作成に協力していただく負担を強いている。同じサービスであるにもかかわらず、コンビニと対応が異なることは顧客の理解を得られない。 ○税金・公金・公共料金の支払いがテロ資金供与やマネー・ローンダリングとは関係のない取引であることは明らかであり、そのような取引の記録保存を犯罪収益移転防止法で義務付ける必要はないと考える。 ○昨年度要望に対し、警察庁および金融庁より「国又は地方公共団体に対する金品の納付又は納入であっても、当該金品が犯罪による収益であるおそれが全くないとはいえない」旨の回答があったが、コンビニによる収納には取引記録の保存を不要としているのに対し、銀行による収納には同記録の保存を必要とする理由が不明確である。	(一社)全国 地方銀行 協会	警察庁 金融庁	犯罪による収益の移転防止に関する法律(平成19年法律第22号)第4条、第6条、第7条、犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令(平成20年政令第20号)第6条、第7条、第15条、犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則(平成20年内閣府、総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第1号)第4条	対応不可	国又は地方公共団体に対する金品の納付又は納入及び電気、ガス又は水道水の料金の支払であっても、これらの取引原資が犯罪による収益であるおそれが全くないとはいえず、事後的にテロ資金供与やマネー・ローンダリングに係る取引に関する資金トレースを可能とする必要があります。また、国又は地方公共団体に対する金品の納付又は納入及び電気、ガス又は水道水の料金の支払については、疑わしい取引の届出義務の対象であり取引記録の作成及び保存が行われていれば、届出の作成にも資すると考えられます。FATF勧告においても、金融機関は、権限ある当局からの情報提供の要請に対し迅速に応じることができるよう、国内取引及び国際取引に関する全ての必要な記録を保存することが求められているところでは、したがって、税金・公金・公共料金における取引記録の保存を不要とすべきとの提案を受け入れることは困難であると考えております。		

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ)において対応します。
 ※「ワーキング・グループにおける処理方針」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、各ワーキング・グループが以下のとおり判断したものです。
 ◎:各ワーキング・グループで既に検討中又は検討を行う事項
 ○:所管省庁に再検討を要請(「◎」に該当するものを除く)する事項
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果			ワーキング・グループにおける処理方針	
									制度の現状	該当法令等	対応の分類		対応の概要
310918018	元年 9月18日	元年 10月1日	元年 12月19日	犯罪収益移転防止法関連 ②「簡素な顧客管理を行うことが許容される取引」である大学等に対する入学金・授業料等の支払いに該当する取引の拡充	以下取引について、「簡素な顧客管理を行うことが許容される取引」である大学等に対する入学金・授業料等の支払いに該当することとする。 (a) 受験料の支払い (b) 専修学校の一般課程の入学金・授業料等の支払い (c) 大学等への施設設備費、図書費、寄付金等の支払い(入学金・授業料と同時に支払われない場合) (d) 幼稚園の入園料・授業料等の支払い	○2016年10月より、大学等に対する入学金・授業料等の支払いに関する取引については、マネー・ローンダリングに利用されるおそれが極めて低いため、「簡素な顧客管理を行うことが許容される取引」として取引時確認が不要となった。 ○しかし、以下の取引は、大学等に対する入学金・授業料等の支払いに該当しないと整理されているため、マネー・ローンダリングに利用されるおそれは極めて低いと考えられるにもかかわらず、銀行は取引時確認を行っており、顧客に過重な負担を強いている。これらの取引も「簡素な顧客管理を行うことが許容される取引」に含めるべきである。 (a) 受験料の支払い 入学金・授業料等に該当するものは、「入学金・授業料と同時に支払われるもの」とされおり、受験料は該当しない。入学金・授業料と同様、受験料の支払先は大学等であり、支払目的も明確であることからマネー・ローンダリングに利用されるおそれは極めて低い。 本人確認書類の不足により支払いを受け付けられず、受験料の納付が期限に間に合わないこととなれば、受験機会を奪うことになる。 (b) 専修学校の一般課程の入学金・授業料等の支払い 専修学校のうち高等課程および専門課程への入学金・授業料等の支払いは「簡素な顧客管理を行うことが許容される取引」の対象となっているものの、一般課程は対象となっていない。専修学校の設置には都道府県知事等の認可が必要であり、認可にあたって都道府県が適合性を確認していることから、マネー・ローンダリングに利用されるおそれは極めて低い。高等課程・専門課程と一般課程でマネー・ローンダリングに利用されるリスクは同じであると考ええる。 また、高等課程・専門課程と一般課程で対応が異なることは、顧客の理解を得られにくい。さらに、振込依頼書に課程の別が記載されておらず、かつ、顧客もどの課程かを認識していないことがあり、その場合には都道府県のホームページで確認する必要が生じるなど、窓口での対応負担が生じている。 (c) 大学等への施設設備費、図書費、寄付金等の支払い(入学金・授業料と同時に支払われない場合) 大学等への施設設備費、図書費、寄付金等は、入学金・授業料と同時に支払われる場合は、「簡素な顧客管理を行うことが許容される取引」の対象となるが、同時に支払われない場合は対象とならない。入学金・授業料と同時に支払われる場合はマネー・ローンダリングに利用されるリスクには関係しないと考える。支払先や支払目的が同じであるのに、同時支払いが否かで対応が異なることは顧客の理解を得られない。 (d) 幼稚園の入園料・授業料等の支払い 大学等の学校あての入学金・授業料等の支払いは「簡素な顧客管理を行うことが許容される取引」の対象となっているが、幼稚園あての支払いは対象となっていないことは顧客の理解を得られにくい。幼稚園の設置には都道府県の認可が必要であり、認可にあたって都道府県が適合性を確認していることから、マネー・ローンダリングに利用されるおそれは極めて低い。	(一社)全国 地方銀行 協会	警察庁 金融庁	金融機関等の特定事業者は、顧客等との間で特定取引(10万円を超える現金送金等)を行う際には、原則、本人特定事項の確認(取引時確認)を義務付けていますが、学校教育法第1条に規定する小学校等に対する入学金、授業料その他これらに類するもの支払いに係る取引は、簡素な顧客管理を行うことが許容される取引として、取引時確認等は不要とされています。	犯罪による収益の移転防止に関する法律(平成19年法律第22号)第4条、第6条、犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令(平成20年政令第20号)第7条、犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則(平成20年内閣府、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第1号)第4条	(a)対応不可 (b)対応不可 (c)検討を予定 (d)検討を予定	(a) 入学金、授業料等の支払について簡素な顧客管理を認めることとしているのは、義務教育の課程にある学齢児童及び小学生生徒については市町村の教育委員会により学齢簿が編製され、また、高等学校、高等専門学校、大学等については入学資格が義務教育課程の学校の卒業等を前提とし、学校がこれらを確認した上で入学がなされることから、学生の実在性が担保されるためです。一方、入学試験の受験料については、入学前に支払が行われるもので、学齢簿の確認等の学生の実在性を担保する措置を伴わないことから、入学試験の受験料の支払いに係る取引については、簡素な顧客管理を認めることは困難です。 (b) 「専門課程」及び「高等課程」については、高等学校及び大学と同様、入学資格が定められており、学生の実在性が担保されています。一方、「一般課程」については、入学資格の定めがなく、学生の実在性が担保されていないことから、簡素な顧客管理を認めることは困難です。 なお、入学金等の振込用紙には、専修学校の課程を明記することとされており、金融機関の窓口において、各課程を区別することは可能と考えております。 (c) 入学金、授業料と同時に支払われない施設設備費、図書費、寄付金等の支払いに係る取引について簡素な顧客管理を認めるべきかどうかについては、マネー・ローンダリングやテロ資金供与リスクを踏まえ、今後検討に値すると考えております。(令和元年度内検討開始、令和2年度内結論予定) (d) 幼稚園の入園料・授業料等の支払いに係る取引について簡素な顧客管理を認めるべきかどうかについては、マネー・ローンダリングやテロ資金供与リスクを踏まえ、今後検討に値すると考えております。(令和元年度内検討開始、令和2年度内結論予定)	
311015009	元年 10月15日	元年 11月15日	元年 12月19日	準中型免許での運転可能な車両の範囲について	「準中型免許」で運転できる車両の範囲(車両総重量)を最大8t未満までとして頂きたい。	現状の専用納品車両の一部が「準中型免許」の範囲外となりドライバー不足の一因となっているため。	(一社)日本 フランチャイズ チェーン協会	警察庁	道路交法(昭和35年法律第105号)第84条、第85条第1項及び第2項、第88条第1項、第96条 道路交法施行規則(昭和35年総理府令第60号)第2条	対応不可	左記の運転免許の区分は、各区分に係る車両の事故実態、車両の特性に応じて必要とされる運転技能等に照らし、安全性が確保できることを前提に決められているところで、平成29年3月12日に道路交法の一部を改正する法律(平成27年法律第40号)が施行され、新たな運転免許の区分として、準中型免許が新設されました。同免許が創設されるまでは、中型免許は、20歳以上、かつ、普通免許等保有2年以上でなければ取得することができませんでした。これに対し、物流業界、教育界等から、「高校を卒業して間もない者が貨物自動車を運転できず、若年者の就職に影響を及ぼしている。」旨の指摘があり、貨物自動車に係る免許制度の見直しについて要望が寄せられていました。 上記の要望等を受け、様々な分野の有識者を集めた検討会を開催し、車両総重量7.5t以上8t未満の自動車を含む各種自動車事故実態等を踏まえた多角的な検討を行うとともに、全日本トラック協会、全国高等学校長協会及び交通事故被害者遺族の方へのヒアリングを行ったほか、その検討結果を記載した報告書を警察庁ホームページに掲載して広く意見を募るなど、多くの方の御意見を伺った結果、車両総重量3.5t以上7.5t未満の自動車の運転が可能な準中型免許が創設されることになりました。このように、貨物自動車の交通事故防止対策と物流業界における人手不足解消の双方の観点から踏まえた法改正がなされた経緯に照らすと、運転可能な自動車の範囲を広げることは困難であることを御理解ください。		

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ)において対応します。
 ※「ワーキング・グループにおける処理方針」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、各ワーキング・グループが以下のとおり判断したものです。
 ◎：各ワーキング・グループで既に検討中又は検討を行う事項
 ○：所管省庁に再検討を要請(「◎」に該当するものを除く)する事項
 △：再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果			ワーキング・グループにおける処理方針
									制度の現状	該当法令等	対応の分類	
311015045	元年 10月15日	元年 11月15日	元年 12月19日	酒類・たばこ販売時の遠隔地からの年齢確認について	酒類・たばこ販売時に、現認による年齢確認ではなく、遠隔地からカメラ越しでの確認を許可頂きたい。	遠隔地からの年齢確認が認められれば、店舗や売場(レジ)が無人の状態でも酒類・たばこの販売が可能となり、省人化・無人化に寄与するため。	(一社)日本フランチャイズチェーン協会	警察庁 財務省	1 たばこ事業法第31条 未成年者喫煙禁止法第4条、第5条 2 酒税法第10条、14条 未成年者飲酒禁止法第1条第3項・第4項、第3条第1項	事実誤認	1 20歳未満の者の喫煙防止の観点から、たばこ小売販売業者等は、たばこを購入する者が20歳以上であることを確認する必要があり、従来、販売者が購入者を確認した上で販売を行う、いわゆる「対面販売」を行うよう心がけていただくことを、たばこ小売販売業者及び業界団体の皆様へ要請してきたところですが、年齢確認の方法については、販売対象者が確実に20歳以上であることが確認できるものであれば、対面販売のみに限定するものではありません。 2 20歳未満の者の飲酒防止の観点から、酒類販売業者は、酒類を購入する者が20歳以上であることを確認する必要がありますが、年齢確認の方法については、左記制度の概要の趣旨を踏まえ、従来から確実な年齢確認の方法として、「対面販売」を原則として行うよう、酒類販売業者及び業界団体の皆様へ要請してきたところですが、年齢確認の方法については、販売対象者が確実に20歳以上であることが確認できるものであれば、対面販売のみに限定するものではありません。	
311015046	元年 10月15日	元年 11月15日	元年 12月19日	システムによる年齢確認について	会員の身分証明書及び生年月日を予めシステムに登録しておき、酒類・たばこ販売時に会員情報と照合することで年齢確認することを許可頂きたい(AIの活用も含む)。	システム照合による年齢確認が認められれば、店舗や売場(レジ)が無人の状態でも酒類・たばこの販売が可能となり、省人化・無人化に寄与するため。	(一社)日本フランチャイズチェーン協会	警察庁 財務省	1 たばこ事業法第31条 未成年者喫煙禁止法第4条、第5条 2 酒税法第10条、14条 未成年者飲酒禁止法第1条第3項・第4項、第3条第1項	事実誤認	1 20歳未満の者の喫煙防止の観点から、たばこ小売販売業者等は、たばこを購入する者が20歳以上であることを確認する必要があり、従来、販売者が購入者を確認した上で販売を行う、いわゆる「対面販売」を行うよう心がけていただくことを、たばこ小売販売業者及び業界団体の皆様へ要請してきたところですが、年齢確認の方法については、販売対象者が確実に20歳以上であることが確認できるものであれば、対面販売のみに限定するものではありません。 2 20歳未満の者の飲酒防止の観点から、酒類販売業者は、酒類を購入する者が20歳以上であることを確認する必要がありますが、年齢確認の方法については、左記制度の概要の趣旨を踏まえ、従来から確実な年齢確認の方法として、「対面販売」を原則として行うよう、酒類販売業者及び業界団体の皆様へ要請してきたところですが、年齢確認の方法については、販売対象者が確実に20歳以上であることが確認できるものであれば、対面販売のみに限定するものではありません。	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ)において対応します。
 ※「ワーキング・グループにおける処理方針」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、各ワーキング・グループが以下のとおり判断したものです。

- ◎: 各ワーキング・グループで既に検討中又は検討を行う事項
- : 所管省庁に再検討を要請(「◎」に該当するものを除く)する事項
- △: 再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果			ワーキング・グループにおける処理方針	
									制度の現状	該当法令等	対応の分類		対応の概要
311018001	元年 10月18日	元年 11月15日	元年 12月19日	地方自治体の収入増加を回り財政逼迫を改善するための提案	地方自治体の収入増加を回り財政逼迫を改善するためには、普通自動車及び軽自動車の使用に当たり、車庫を設置する際の手続が不要な地域がありそれを全国一律に適用し、普通自動車及び軽自動車を使用するすべての者に公平な手数料の負担を求めるように、自動車の保管場所の確保等に関する法律施行令附則第2項の改正を図ることにあるものと思料し、本提案をしたものである。	<ol style="list-style-type: none"> 1 普通自動車及び軽自動車の使用に当たり、車庫を設置する手続(以下「車庫証明手続」という。)は、自動車の保管場所の確保等に関する法律施行令附則第2項で、車庫証明手続が不要な地域があり、全国一律に適用されていない。 2 車庫証明手続では、手数料を証紙として納めるが、この証紙は各都道府県が発行するもので、これが各都道府県の収入となる。 3 普通自動車及び軽自動車を使用する者に法定の義務を課すが、地域によって車庫証明手続が不要であることは、一部の普通自動車及び軽自動車を使用する者に車庫証明手続を免除し、本来車庫証明手続に求められる手数料の納付も免除しており、公平性を欠くものである。 4 普通自動車及び軽自動車の保有台数は、平成30年の日本自動車販売協会連合会の統計によれば、年間約528万件とあり、全国一律に車庫証明手続を適用すれば、車庫証明手続に伴う手数料は、各地方自治体の収入確保に資するとともに、普通自動車及び軽自動車を使用するすべての者が車庫証明手続に伴う手数料を納付するため、公平性にも資するものである。 5 車庫証明手続における地域差をなくし全国一律化し、普通自動車及び軽自動車を使用するすべての者に公平な手数料負担を求め、かつ各地方自治体の収入増加を図るために、自動車の保管場所の確保等に関する法律施行令附則第2項の改正を求めるものである。 6 早期に全国一律の車庫証明手続の適用が実現され、普通自動車及び軽自動車を使用する者への不公平な手数料の負担が解消され、各地方自治体の収入増加が図られるものと思料する。 	個人	警察庁	自動車の保管場所の確保等に関する法律施行令附則第2項において、保管場所の確保を証する書面の提出等、保管場所標章等の規定の適用地域を定めており、自動車の保管場所の確保等に関する法律第4条第1項の処分に係る自動車については、特別区並びに市、町及び同令別表第1に掲げる市の区域、軽自動車である自動車については、特別区及び同令別表第2に掲げる市の区域とされています。	自動車の保管場所の確保等に関する法律(昭和37年法律第329号)附則第2項	対応不可	自動車の保管場所の確保等に関する法律は、自動車の保有者等に当該自動車の保管場所を確保し、道路を自動車の保管場所として使用しないよう義務付けること等を内容としており、自動車の保管場所の確保義務の実効性を担保するため、自動車の登録の際に、保管場所の有無がチェックされるように制度が設けられています。また、軽自動車については、その保管場所の位置を管轄する警察署長に当該軽自動車の使用の本拠の位置等を届け出なければならない制度が設けられています。本制度については、国民に一定の義務を課すものであることから、自動車の路上放置が道路交通の円滑を阻害していると認められる地域において適用することとしており、手数料収入の多寡を考慮して対象地域を定めているものではありません。適用地域の拡大については、自動車の路上放置が地域の交通に悪影響を及ぼしている実態が認められるかどうかなどを踏まえ、慎重に検討することが重要と考えています。	
311022001	元年 10月22日	元年 12月16日	2年 2月25日	刑法175条の緩和	実写ではない漫画(電子版)・アニメーション・ゲームなどについては初期設定で修正がかけられればそれを字幕などの様に非表示に変更できてもよいように新基準を作る。	現状モザイクの濃さを取り締まりの基準としているが、モザイクをかける事やその濃さは、警察の指示ではなく販売元の自主的なものである。その為モザイクの濃さなどは、他の販売元の濃さを参考にして決めているので、わかりやすく作り直しを行わなければならない事もある。提案が実現された場合、黒塗などのわかりやすい修正ですむので、やり直しの労力や時間が短縮できる。また映像作品などは過去作品のリニューアル版などで再版が見込まれる、電子書籍の場合は紙の書籍との差別化が図られ普及の後押しになる。	個人	警察庁 法務省	【警察庁】 (本提案の趣旨は判然としませんが、刑法(明治40年法律第45号)第175条の取締りの基準の存在を前提とした提案であるとすれば、)警察庁では刑法第175条の取締りの基準を作成している事実はありません。 【法務省】 (本提案の趣旨は判然としませんが、仮に、「刑法175条の緩和」として、同条の「わいせつ」概念の解釈の変更を求めているとすると、)同条の「わいせつ」とは、最高裁判所において、「いたずらに性欲を興奮又は刺激させ、かつ、普通人の正常な性的羞恥心を書し、善良な性的道義観念に反するもの」と解釈され、かかる解釈が判例として確立しています。	刑法(明治40年法律第45号)第175条	【警察庁】 警察庁では刑法第175条の取締りの基準を作成している事実はありません。 【法務省】 対応不可	【警察庁】 また、警察庁は刑法を所管していないため、刑法の解釈についてはお答えをする立場にありません。 【法務省】 当省において、かかる判例解釈を変更できるものではない。また、同条を改正すべき立法事実も認められない。したがって、当省における対応はできません。	
311028075	元年 10月28日	元年 11月15日	2年 6月24日	犯収法上簡素な顧客管理が許容される取引対象の拡充	【制度的現状】 □犯収法施行規則第4条第1項第9号では、簡素な顧客管理が許容される取引として「金融庁長官が指定する特定通信手段」を介した確認又は決済の指示が行われるものが定められている。 □金融庁告示第11号では、当該特定通信手段として、「スイフト」のみを指定。 【要望理由】 □米国居住者を相手方としたクロスボーダーレボ取引においては、DTCCのALERTが一般的な通信手段となっているが(一般にスイフトは非対応)、当該通信手段は簡素な取引管理が許容される特定通信手段に指定されておらず、犯収法では取引時確認において、取引相手の確認に加え、手続者個人の本人確認が必要とされているため、資金洗浄等のリスクが必ずしも高くない海外機関投資家であっても、運転免許証等の本人確認書類の提示を受ける必要がある。 □一方、海外金融市場の慣行や従業員のプライバシー管理の観点等から、海外では手続者個人の本人確認書類の開示に強い抵抗があることから、必要情報を取得できず取引困難となるケースが存在。加えて、プライバシー管理の観点から運転免許証等の本人確認書類に記載されている情報については、適切な管理が求められており本邦金融機関の事務増大にも繋がっている。 □足許、本邦金融機関の海外業務拡大に伴い、海外機関投資家とのクロスボーダー取引機会が拡大しており、今後さらに増加した場合は、犯収法が制約となっており、事務負担が看過できない水準に増大する懸念がある。 □国際的に活用されている通信手段・決済インフラには、ALERTのほか、各国中銀、決済機関、清算機関等が提供しているものが他にも多数ある。これらについても犯収法が適用されるクロスボーダーの有無などを整理の上、特定通信手段として整理することを検討いただきたい。	【制度的現状】 □犯収法施行規則第4条第1項第9号では、簡素な顧客管理が許容される取引として「金融庁長官が指定する特定通信手段」を介した確認又は決済の指示が行われるものが定められている。 □金融庁告示第11号では、当該特定通信手段として、「スイフト」のみを指定。 【要望理由】 □米国居住者を相手方とした米国債等のクロスボーダーレボ取引においては、DTCCのALERTが一般的な通信手段となっているが(一般にスイフトは非対応)、当該通信手段は簡素な取引管理が許容される特定通信手段に指定されておらず、犯収法では取引時確認において、取引相手の確認に加え、手続者個人の本人確認が必要とされているため、資金洗浄等のリスクが必ずしも高くない海外機関投資家であっても、運転免許証等の本人確認書類の提示を受ける必要がある。 □一方、海外金融市場の慣行や従業員のプライバシー管理の観点等から、海外では手続者個人の本人確認書類の開示に強い抵抗があることから、必要情報を取得できず取引困難となるケースが存在。加えて、プライバシー管理の観点から運転免許証等の本人確認書類に記載されている情報については、適切な管理が求められており本邦金融機関の事務増大にも繋がっている。 □足許、本邦金融機関の海外業務拡大に伴い、海外機関投資家とのクロスボーダー取引機会が拡大しており、今後さらに増加した場合は、犯収法が制約となっており、事務負担が看過できない水準に増大する懸念がある。 □国際的に活用されている通信手段・決済インフラには、ALERTのほか、各国中銀、決済機関、清算機関等が提供しているものが他にも多数ある。これらについても犯収法が適用されるクロスボーダーの有無などを整理の上、特定通信手段として整理することを検討いただきたい。	都銀懇話会	警察庁 金融庁	犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則第4条第1項第9号では、一部の取引のうち、金融庁長官が指定する特定通信手段を利用する特定事業者及び日本銀行並びに外国特定事業者を顧客等とするものであって、当該特定通信手段を介して確認又は決済の指示が行われるものについては、簡素な顧客管理を行うことが許容される取引とされており、また、当該通信手段として、「スイフト」が指定されております。	犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則(平成20年内閣府・総務省・法務省・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第1号)第4条第1項第9号 犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則第4条第1項第9号の規定に基づき通信手段を指定する件(平成20年金融庁告示第11号)	事実誤認	「制度的現状」に記載のとおり、犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則第4条第1項第9号は、特定の国際的な通信手段を介して取引を行う外国特定事業者等を顧客等とする場合について簡素な顧客管理を許容するものであり、外国に居住する顧客一般に対して適用される規定ではありません。また、内閣府規制改革推進室を通じて提案主体に照会したところ、現状、外国特定事業者を顧客としてALERTを介して行う取引は確認されませんでした。したがって、現時点では立法事実が認められないことから、本提案事項への対応は行わないこととします。	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ)において対応します。
 ※「ワーキング・グループにおける処理方針」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、各ワーキング・グループが以下のとおり判断したものです。

- ◎:各ワーキング・グループで既に検討中又は検討を行う事項
- :所管省庁に再検討を要請(「◎」に該当するものを除く)する事項
- △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果			ワーキング・グループにおける処理方針	
									制度の現状	該当法令等	対応の分類		対応の概要
311029004	元年 10月29日	元年 12月16日	2年 3月25日	広域災害時における損害調査の迅速化(1)タクシーの安定確保(2)ドローンの迅速な使用(3)車両による物資輸送	地震や水害などの広域災害発生後に迅速かつ安定的な損害調査ができるよう、以下の法整備を要望する。 (1)立会損害調査に必要なタクシーの安定供給のため、タクシーの一時的な指定営業区域規制の緩和 (2)家屋の損害調査に必要なドローンを迅速に使用できる体制確保のため、一時的な飛行申請手続きの省略等 (3)被災地での安定的な業務運営に必要な物資輸送ができる体制確保のため、一時的な緊急自動車の特定の省略等	損害保険業のように広域災害直後に大量の人員を被災地に派遣し、早期の被災地復興を支援する事業にとって、保険金支払の迅速性を阻害する観点から以下の点が課題であり、解決手段として災害時の一時的な規制緩和を求めたい。 (1)平成28年熊本地震では、被災地で損害調査を行う際のタクシー確保が難しく、指定営業区域外のタクシーを越境利用することで何とか対応したが、非効率な査定を余儀なくされた。また、令和元年山形県沖地震では、山形と新潟の県境周辺での調査が必要だったが、同規制により県を跨ぐ立会調査ができず、非効率な査定を余儀なくされた。指定営業区域規制が緩和されエリア外タクシーの被災地での利用が可能になると、交通手段の安定確保が見込まれる。(2)ドローンを使用する場合、飛行場所の許可(人口密集地帯、道路の上空、河川・河川敷(一級河川)を始めとした国の規制が及ぶ地域)が必要となるが、飛行場所の管理者によっては煩雑な手続きが求められる場合があり、迅速な損害調査が困難なケースがある。これらの手続きが緩和されると、災害直後の調査が可能となり、早期に被災者の安心と安全が確保できると考える。(3)損害サービスの安定稼働のため、広域災害直後から大量の人員を被災地に派遣するが、交通インフラが麻痺すると被災地での食糧調達に十分にできず、人員派遣が困難になるケースがある。また、被災地での物資不足緩和の観点から、事業者自ら生活必需品を輸送することがあるが、災害直後には、高速道路の利用制限等の事情により、被災地への物資輸送が困難なケースがある。緊急自動車の定義・届出が緩和されると、被災地への物資輸送を自主的に迅速に行うことができ、早期の被災地復興にも繋がると思われる。	一般社団法人 日本損害保険協会	内閣府 警察庁 総務省 国土交通省	(1) 営業区域とは、営業活動の適正な遂行及び運行管理の適正な確保の観点から設定される営業所の地を含む合理的な地理範囲をいい、現行法上、発地及び着地のいずれもがその営業区域外に存する旅客の運送を禁止している。 (2) 航空局(人口密集地帯) 人口密集地帯上空など、無人航空機の飛行により航空機の航行の安全に影響を及ぼすおそれのある空域において無人航空機を飛行させる場合は、国土交通大臣の許可が必要。 (2)「家屋の損害調査に必要なドローンを迅速に使用できる体制確保のため、一時的な飛行申請手続きの省略等」について 道路使用許可制度は、道路本来の用途に即さない道路の特別の使用行為で、交通の妨害となり、又は交通に危険を生じさせるおそれのあるものに関して、道路交通の安全・円滑の確保との調整を図るための制度です。 河川敷地占用許可制度は、河川法第24条により、河川区域内の土地(河川管理者以外の者がその権原に基づき管理する土地を除く。)を占用(※)しようとする者は、河川管理者の許可を受けなければならないこととされているものです。 (※排他的・独占的に使用することをいいます。) (3)「被災地での安定的な業務運営に必要な物資輸送ができる体制確保のため、一時的な緊急自動車の特定の省略等」について 都道府県公安委員会は、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるときは、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第76条第1項の規定により、道路の区間を指定して、緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限することができることとされており、緊急通行車両であれば、車両の通行が禁止された区間(緊急交通路)であっても災害応急対策のために通行することができます。 災害対策基本法施行令(昭和37年政令第288号)第32条の2第2号及び第33条の規定により、災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策を実施するため運転中の車両については、都道府県知事又は都道府県公安委員会が、車両の使用者の申出により、当該車両が災害応急対策を実施するための車両であることを確認し、災害対策基本法施行規則(昭和37年総理府令第52号)第6条に定める様式の標章及び証明書を交付した場合においては、当該標章を掲示することにより、緊急通行車両として緊急交通路を通行することができます。 また、災害応急対策を実施するための車両以外の車両についても、必要に応じて緊急交通路の通行を認めています。 なお、警察庁では、東日本大震災に伴う対応等を踏まえ、平成24年3月に「大規模災害に伴う交通規制実施要領」を作成し、交通検問所における標章及び証明書の交付を含む緊急通行車両の事前届出制度等について定めています。	(1) 道路運送法第5条、道路運送法施行規則第5条 (2) 航空局(人口密集地帯) 航空法第132条第1項 道路交通法(昭和35年法律第105号)第77条 (3) 災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第76条第1項 災害対策基本法施行令(昭和37年政令第288号)第32条の2第1号及び第33条 災害対策基本法施行規則(昭和37年総理府令第52号)第6条	(1) 現行制度下で対応可能 (2) 現行制度下で対応可能 事実誤認 (3) 現行制度下で対応可能	(1) 営業区域について、災害時等の緊急時においては、要援護者の避難輸送や被災者の移動確保などのより必要性・公共性の高い運送に支障が生じない範囲において、各地方運輸局において必要に応じ弾力的に対応しているところ。 なお、こうした運用を法律上明確化するため、今年7日に閣議決定された、「持続可能な運送サービスの提供の確保に資する取組を推進するための地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律案」において、道路運送法第20条に例外規定を設けることとしています。 (2) 航空局(人口密集地帯) 人又は家屋が密集している地域でドローンを飛行させる場合には、地上の人又は物件の安全を確保するため、使用する機材、操縦者の技量、調子る安全対策について審査を受け、航空法に基づき国土交通大臣の許可を受けなければならないが、このほか別の法律や命令の定めにより飛行が禁止されている場合もあります。 また、こうした航空法に基づく許可については、全国の人口集中地区を対象とした最大1年間の包括的な許可により個別の許可を不要とするとも、オンラインシステムを整備し、緊急の際には電話による申請も受け付けるなど、現行運用上も既に迅速な手続きを可能としています。 なお、航空法に基づく飛行許可において、道路や河川管理者等との手続きは求めておりません。 (2)「家屋の損害調査に必要なドローンを迅速に使用できる体制確保のため、一時的な飛行申請手続きの省略等」について 道路における危険を生じさせ、交通の円滑を阻害するおそれがある工事・作業をする場合や道路に人が集まり一般交通に著しい影響を及ぼすような撮影等を行うおそれがある場合は、ドローンを利用するか否かにかかわらず、道路使用許可を要しますが、これらに当たらない形態で、単にドローンを利用して道路上空から撮影を行うとする場合は、現行制度上、道路使用許可を要しません。 河川が公共用地であることにかんがみ、治水、利水及び環境に係る本来の機能が総合的かつ十分に維持され、良好な環境の保全と適切な利用を図るために、河川区域内の土地(河川管理者以外の者がその権原に基づき管理する土地を除く。)を排他的・独占的に使用してドローンを飛行させる場合、河川法第24条の許可が必要。 一方、他者の自由な河川使用を妨げない行為、例えば単にドローンで河川上空を通過することなどは、原則許可を要しません。 なお、飛行する場所が河川区域のうち既占用地や民有地であれば、その占用者や所有者への確認が必要になります。 (3)「被災地での安定的な業務運営に必要な物資輸送ができる体制確保のため、一時的な緊急自動車の特定の省略等」について 緊急通行車両として緊急交通路の通行が認められる車両には、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関(以下「指定行政機関等」という。)が保有する車両のほか、指定行政機関等との契約等に基づき災害発生時に民間事業者が使用する車両も含まれています。生活物資の供給等緊急輸送に従事する車両については、指定行政機関等との契約等に基づき緊急通行車両として認められることとなっています(都道府県知事又は都道府県公安委員会において、指定行政機関等との契約等の内容を疎明する書類等を確認の上、緊急通行車両確認標章を交付しています。)。また、災害応急対策を実施するための車両以外の車両で緊急交通路の通行が認められる車両の範囲についても、道路の交通容量や交通量、被災地のニーズ等を踏まえて優先度を考慮しつつ決定されることとなりますが、保険金の支払いのために被災地で家屋調査等の業務を行う社員に対して保険事業者自ら食料等の物資を輸送するような場合にも、災害後、緊急交通路の通行を認めており、今後とも適切に対応していきます。	
311127009	元年 11月27日	元年 12月16日	2年 2月25日	第二種運転免許の受験資格を緩和すること	第二種運転免許受験資格における、経験年数要件および年齢要件の緩和	タクシーの運転に必要な普通第二種免許と、バスの運転に必要な大型第二種免許の受験資格は、道路交通法上、21歳以上(年齢要件)、かつ、普通免許等保有3年以上(経験年数要件)とされている。 警察庁では、第二種免許制度等の在り方について総合的な検討を行い、本年3月に、経験年数要件について、『普通免許等保有1年以上』に短縮する特例を認めることが可能であると提言している。また、年齢要件について、『今後、教育効果の検証を行う必要はあるものの、一定の教育を受けた若年者に限り、『21歳以上』の年齢要件を特例的に引き下げることと認める方向性が適当ではないか』と指摘している。 深刻化するバス・タクシー業界における人手不足の解消、および従業者の高齢化への対応のため、警察庁における検討を踏まえ、免許取得前、取得後に旅客自動車教習所等における専門教育や適性検査等の安全対策に万全を期すことを前提に、経験年数要件および年齢要件を緩和すべきである。	日本商工会議所	警察庁	現行法上、牽引第二種免許以外の第二種免許の運転免許試験については、21歳以上の者で、大型免許、中型免許、準中型免許、普通免許又は大型特殊免許を現に受けている者に該当し、かつ、これらの免許のいずれかを受けていた期間(当該免許の効力が停止されていた期間を除く。)が通算して3年(政令で定めるもの)にあっては、2年)以上のもの者で、大型免許、中型免許、準中型免許、普通免許又は大型特殊免許及び牽引免許を現に受けている者に該当し、かつ、これらの免許のいずれかを受けていた期間(当該免許の効力が停止されていた期間を除く。)が通算して3年(政令で定めるもの)にあっては、2年)以上のものでなければ受けることができないこととしています。	・道路交通法(昭和35年法律第105号)第96条第5項第1号及び第2号 ・道路交通法施行令(昭和35年政令第270号)第34条第3項及び第4項	対応	第二種運転免許の受験資格の緩和については、平成28年6月及び平成29年6月に閣議決定された規制改革実施計画を受け、警察庁において、有識者会議(第二種免許等の在り方に関する有識者会議)を開催するなど、検討を進めてきました。 本年度も調査研究を実施しており、昨年12月の中間報告においては、 ・ 教習制度により、第二種免許の受験資格要件を19歳以上かつ普通免許等1年以上に引き下げることが可能であると考えられる ・ 受験資格要件の引下げに当たっては、教習制度に加え、有識者会議の提言で言及されている第二種免許取得後の安全対策(初心運転者対策に類する制度)の導入や、事業者による一層の安全対策の強化が前提になると考えられる などとされています。 中間報告の内容等を踏まえ、早期に道路交通法改正案の検討を進めてまいります。	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ)において対応します。
 ※「ワーキング・グループにおける処理方針」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、各ワーキング・グループが以下のとおり判断したものです。
 ◎:各ワーキング・グループで既に検討中又は検討を行う事項
 ○:所管省庁に再検討を要請(「◎」に該当するものを除く)する事項
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける処理方針
									制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
311127028	元年 11月27日	2年 1月24日	2年 4月23日	行政手続簡素化に向け、マイナンバーカードの機能拡充・利便性向上を図ること	<p>行政手続簡素化に向け、マイナンバーカードの機能拡充・利便性向上を図ること</p> <p>ア. 災害時の対応機能拡大 イ. ワンカード化の推進(公的身分証との統合促進) ウ. 取得促進に向けた体制整備</p>	<p>(ア. 災害時の対応機能拡大) 大規模災害等の被災時においては、住民の迅速な安全確認や被災者の識別・特定、救急対応が極めて重要となるだけでなく、避難所においても、診療や服薬への対応、預貯金の引き出し等、各種支援の迅速かつ円滑な対応が求められる。このため、本人同意のもとで必要な基本情報を適宜把握し、活用できるよう、IDカードとしての機能拡充を検討すべきである。 また現在、政府が進めている、個人の医療情報、診療データ等を共有化する「医療ID」とマイナンバーとの連携も実現すべきである。</p> <p>(イ. ワンカード化の推進(公的身分証との統合促進)) 災害時においてマイナンバーを機能させるためには、カードを常に携帯している必要があるため、運転免許証等といった、既存の公的身分証との統合(ワンカード化)を進めるべきである。 健康保険証としての利用については、2022年度中に概ね全ての医療機関で導入することが政府方針として決定されたが、各病院共通の「診察券」としての利用も可能となるよう、医療等分野との情報連携を図る共通基盤を早期に整備すべきである。(注)エストニアでは、ICチップ付き国民IDカードを、運転免許証や健康保険証として利用することができる。また、公的個人認証サービスを活用し、オンラインバンキングや選挙などの電子投票に利用することも可能となっている。</p> <p>(ウ. 取得促進に向けた体制整備) 現状では自治体窓口におけるカードの受け取り時間帯が平日の夕刻までに限られている地域が多く、受け取りにかかる個人的負担は大きい。このため、一部の自治体で実施されている、社会人が受け取りやすい夜間交付や休日交付の時間帯拡充、郵送交付等を、全国の自治体に横展開すべきである。</p>	日本商工会議所	内閣官房 内閣府 警察庁 金融庁 総務省 厚生労働省	<p>ア. 前段 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第7項により、マイナンバーカードのおもて面には顔写真と基本4情報(氏名、性別、住所、生年月日)が記載されており、個人の基本情報を確認することが可能となっています。</p> <p>ア. 後段 マイナンバー制度では、行政機関等が効率的な情報管理と迅速な情報の授受にマイナンバーを用いることで、行政運営の効率化や国民の利便性の向上を図ることを目的としており、マイナンバーの利用範囲と利用機関を法律に明記しております。現在、同制度においては、医療機関等が医療情報の連携にマイナンバーを用いる仕組みとはしていませんが、これは、平成27年12月10日にとりまとめられた「医療等分野における番号制度の活用等に関する検討会報告書」において、「マイナンバーそのものを情報連携の手段としてネットワークのシステムに入れて用いることは、マイナンバーの漏えいの危険性を高め、マイナンバー制度のセキュリティ等とも矛盾することになる」として、マイナンバーそのものを用いることは不適切とされたことも踏まえたものです。</p> <p>一方、マイナンバー制度では、マイナンバーカードのICチップ内の利用者証明用電子証明書を利用するなどして、国民自らが様々な本人の個人情報に安全で効率的にアクセスできる情報インフラの構築を進めており、同報告書においては、「医療等分野でも、こうしたマイナンバー制度の情報インフラを最大限に活用していくことが合理的である」としています。これを踏まえ、マイナンバー制度の基盤を活用し、マイナンバーカードで被保険者資格を確認することを可能とする、オンライン資格確認システムの構築を進めています。また、医療情報の共有の仕組みについては、オンライン資格確認の基盤を活用して、レセプトに基づく薬剤情報や特定健診情報といった患者の保健医療情報を、患者本人や全国の医療機関等で確認できる仕組みに関し、特定健診情報は2021年3月を目的に、薬剤情報については2021年10月を目的に稼働させる予定であり、当該仕組みにおいては、マイナンバーカードのICチップ内の利用者証明用電子証明書を利用して、情報の確認を可能とする予定です。</p> <p>イ. 前段 マイナンバーカードと運転免許証は統合されていません。</p> <p>イ. 後段 デジタル・ガバメント実行計画(令和元年12月20日閣議決定)に基づき、令和2年度以降、患者の利便性向上のためにモデル事業、実証・モデル事業を踏まえた横展開を行うこととしています。</p> <p>ウ. マイナンバーカードは顔写真付き身分証明書であると同時に、オンラインでも安全・確実に本人確認を行える、極めて高い認証強度を持ったものであるため、市区町村職員による対面での厳格な本人確認を経て交付することとされており(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令(平成26年政令第155号)第13条第2項)。そのため、住民の利便性を考慮し、土日・夜間開庁の実施を行っている市区町村もあります。また、本人確認をカードの交付申請時に行い、出来上がったカードを後日、郵送で交付する「申請時来庁方式」や、さらに企業等に向いて本人確認と交付申請受付を行う「出張申請受付」の実施を行っている市区町村もあります。</p>	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律</p> <p>道路交通法(昭和35年法律第105号)第92条等</p> <p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第17条第1項</p> <p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令(平成26年政令第155号)第13条第2項</p>	<p>ア.前段 現行制度下で対応可能</p> <p>ア.後段 その他イ.前段 その他イ.後段 検討を予定</p> <p>ウ.現行制度下で対応可能</p>	<p>ア. 前段 「IDカードとしての機能拡充」が指すものが必ずしも明らかでは無いが、左記のとおり、個人情報行政機関による読み取りにはすでに対応が完了しています。</p> <p>ア. 後段 医療情報の共有の仕組みについては、オンライン資格確認の基盤を活用して、レセプトに基づく薬剤情報や特定健診情報といった患者の保健医療情報を、患者本人や全国の医療機関等で確認できる仕組みに関し、特定健診情報は2021年3月を目的に、薬剤情報については2021年10月を目的に稼働させる予定であり、当該仕組みにおいては、マイナンバーカードのICチップ内の利用者証明用電子証明書を利用して、情報の確認を可能とする予定です。</p> <p>イ. 前段 運転免許証とマイナンバーカードの統合に当たっては、交通違反等の現場において、警察官が運転免許の有無や条件を確認することができるか否かが課題となること、運転免許証の記載事項のマイナンバーカードの券面への表示、マイナンバーカードのICチップ情報の読取り、警察官が免許関係情報を確認するための端末の整備・運用、運転免許証のシステムとマイナンバーカードのシステムの接続等について、警察活動に与える影響や費用対効果等を整理する必要があるものと考えております。</p> <p>イ.後段 デジタル・ガバメント関係会議の方針に基づき、マイナンバー制度のメリットを国民により実感してもらえるよう、医療機関においてマイナンバーカードを活用した、患者の利便性向上に資する取組を支援するため、モデル事業を実施することとしています。</p> <p>また、モデル事業で得た成果を横展開し、マイナンバーカードの利活用の促進を図ることとしているところで。</p> <p>ウ. 土日・平日夜間開庁の実施や出張申請受付の実施については、昨年9月に全市区町村に対してマイナンバーカードの交付円滑化計画の策定を依頼する中で、積極的な実施を要請しており、昨年12月時点での予定も含め、土日・平日夜間開庁については1312団体、出張申請受付については904団体で取組んでもらっているところで。</p> <p>また、交付円滑化計画の取りまとめを通じて把握した出張申請受付の実施などの各市区町村におけるカード取得促進のための優良事例について、本年2月に各市区町村に横展開するために事例集として共有、総務省ホームページに掲載しております。</p>	
311128020	元年 11月28日	元年 12月16日	2年 2月25日	古物商に係る届出期限の緩和について	古物商に係る各種届出について、登記事項証明書を添付しなければならない変更の場合の届出期限を緩和すること。	<p>・古物商が法人である場合、役員の変更があった場合は届出が義務付けられているが、届出期限は変更があった日から14日以内(登記事項証明書を添付しなければならない変更の場合は20日以内)とされている。</p> <p>・登記事項証明書を添付しなければならない変更の場合、①株主総会等で役員変更が確定してから登記手続きを行う、②登記事項証明書を取得する、③書類を取り揃えて届け出る、という一連の手続きが必要となるが、これに対し、現状の届出期限では短いため、古物商に係る届出に関して、登記事項証明書を添付しなければならない変更の場合の届出期限を緩和していただきたい。</p>	(公社)リース事業協会	警察庁	<p>古物営業の許可を受けた法人の役員の氏名及び住所に変更があったときは、法人の登記事項証明書を当該変更の日から20日以内に当該変更の届出書に添付して提出しなければならないとしています。</p>	<p>・古物営業法(昭和24年法律第108号)第7条第3項及び古物営業法施行規則(平成7年国家公安委員会規則第10号)第5条第4項第1号の規定により、古物営業の許可を受けた法人の役員の氏名及び住所に変更があったときは、これを都道府県公安委員会が確実に把握するとともに、欠格事由該当性を判断するなどして適切に監督を行うため、法人の登記事項証明書を当該変更の届出書に添付して提出しなければならないこととしています。</p> <p>・登記事項証明書を添付すべき変更の届出書の提出期間については、登記事項証明書の取得に必要な期間を考慮し、通常(14日)より長い20日としている(古物営業法施行規則(平成7年国家公安委員会規則第10号)第1条の3第3項並びに第5条第3項及び第4項)</p>	対応不可	<p>古物営業法(昭和24年法律第108号)第7条第3項及び古物営業法施行規則(平成7年国家公安委員会規則第10号)第5条第4項第1号の規定により、古物営業の許可を受けた法人の役員の氏名及び住所に変更があったときは、これを都道府県公安委員会が確実に把握するとともに、欠格事由該当性を判断するなどして適切に監督を行うため、法人の登記事項証明書を当該変更の届出書に添付して提出しなければならないこととしています。</p> <p>・登記事項証明書を添付すべき変更の届出書の提出期間については、登記事項証明書の取得に必要な期間を考慮し、通常(14日)より長い20日としている(古物営業法施行規則(平成7年国家公安委員会規則第10号)第1条の3第3項並びに第5条第3項及び第4項)</p> <p>また、交付円滑化計画の取りまとめを通じて把握した出張申請受付の実施などの各市区町村におけるカード取得促進のための優良事例について、本年2月に各市区町村に横展開するために事例集として共有、総務省ホームページに掲載しております。</p> <p>なお、当該提出期間を延長するべきと考えられる具体的な事例も、特段把握しておりません。</p>	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ)において対応します。
 ※「ワーキング・グループにおける処理方針」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、各ワーキング・グループが以下のとおり判断したものです。
 ◎：各ワーキング・グループで既に検討中又は検討を行う事項
 ○：所管省庁に再検討を要請(「◎」に該当するものを除く)する事項
 △：再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果			ワーキング・グループにおける処理方針	
									制度の現状	該当法令等	対応の分類		対応の概要
311128023	元年 11月28日	元年 12月16日	2年 6月24日	リース取引のストラクチャーに用いるSPC向け融資の取引時確認について	リース取引等のストラクチャーに用いる100%出資SPC(ペーパーカンパニー)向け親子ローンに用いる100%出資SPC(ペーパーカンパニー)向け親子ローンを犯罪収益移転防止法の取引時確認の対象外とすること。	リース取引等のストラクチャー上の理由等で、100%出資SPC(ペーパーカンパニー)がレッサー(もしくは資金拠出者)となる場合について、SPC向け親子ローンであっても、犯罪収益移転防止法の取引時確認の対象取引となっているが、親子ローンが「ハイリスク取引」や「疑わしい取引」に該当することはないと思われる。斯かる取引について犯罪収益移転防止法の適用を緩和することで、大幅な事務効率につながる。 ・本提案は、「規制改革推進に関する第3次答申」(2018年6月)において、2018年度検討、2019年度結論とされているが、早急に検討結果を示すこと。	(公社)リース事業協会	警察庁 金融庁	犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則(平成20年内閣府・総務省・法務省・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第1号)第4条第1項	対応	資金業法第2条第2項に規定する貸金業者である親会社から100%出資SPCである子会社に対する金銭の貸付けを内容とする契約の締結については、犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則第4条第1項の「簡素な顧客管理が許容される取引」に規定されていないことから、当該親会社は当該子会社について取引時確認を行わなければなりません。	貸金業法第2条第2項に規定する貸金業者である親会社から100%出資SPCである子会社に対する金銭の貸付けを内容とする契約の締結に係る貸金業者の取引時確認義務の緩和について検討を行い、当該義務を緩和することは可能との結論を得ました。 結論を踏まえ、犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の改正に向けた手続を進めます。	
311205001	元年 12月5日	2年 1月24日	2年 2月25日	自動二輪免許保持者は原付一種自転車における各種制限を受けないこととする規制緩和とその3	自動二輪免許保持者は原付一種自転車にかかる規制(30km/h速度制限、二段階右折等)を免除してください。	管理番号300916001、310217003での「外見上原付一種自転車なのに、それと異なる挙動をすると危険である」とする説明への反論となりますが、「外見上で原付一種か二種かを区別しなければならぬ」とする法律はありません。 たとえば原付一種自転車に排気量を上げる改造をして、原付二種として登録して走行することは合法で、この場合外見上で区別することは困難です。※1 また、メーカーが外見が酷似した車両で排気量の異なる原付自転車の製造・販売を規制する法律もありませんし、その原付自転車の登録も走行も規制されません。 ※2 したがって、警察庁が対応不可とした根拠については、すでに法律も交通環境でも許容しており、自動二輪免許保持者は原付一種自転車での規制を受けないとする緩和は問題はないと考えます。 再考をお願いします。 なお、取締りにおいては自動二輪免許保持者なのかそうでないのか視認できないと都合が悪いと思いますが、現場ではナンバープレートの色を見て最終的に判断しているのではないのでしょうか。 ※1※2の例では明確に違いが現れるのはナンバープレートしかありません。 あくまで一案ですが、自動二輪免許取得者の申請に応じて、「自動二輪免許取得者を示すマーク」を交付してナンバープレートに追加設置してはいかがでしょうか。 緩和の効果については管理番号300916001のとおりですが、便利になるので自動二輪免許を取得する動機ができるのではないのでしょうか。(速度制限が嫌だから自動二輪免許をどうする)ビジネスとして教習所にも波及しますし運転技能が高まって安全運転社会にもつながると思います。	個人	警察庁	道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条、第3条、第22条及び第34条、 道路交通法施行令(昭和35年政令第270号)第11条並びに 道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号)第1条の2及び第2条	対応不可	総排気量が50cc以下又は定格出力が0.6kW以下である原動機付自転車については、道路標識等により最高速度が指定されていない、高速自動車国道以外の道路を通行する場合の最高速度(以下「最高速度」という。)は30キロメートル毎時とされているほか、一定の交差点において右折するとき、いわゆる二段階右折をしなければならないこととされています。 他方、総排気量が50cc超125cc以下又は定格出力が0.6kW以下の原動機を有する二輪車は、道路交通法(昭和35年法律第105号)上、普通自動二輪車に該当し、その最高速度は、60キロメートル毎時とされています。	原動機付自転車については、総排気量や定格出力に制限があり、車両の性能に一定の限界があるなどの理由により、その安全を確保する見地から、最高速度を30キロメートル毎時としています。また、原動機付自転車の右折方法の特例(いわゆる二段階右折)についても、車両の性能等を踏まえて、その安全を確保するために設けられたものです。 このように、現行の規定は、原動機付自転車の車両としての性能を踏まえて設けられたものであり、運転者が自動二輪免許を保有していれば直ちに安全が確保されるというものではないことから、御提案のような対応は困難であると考えております(車両等の通行方法は、運転する車両に応じて定められるものであり、運転者が保有する免許の種類のみに基づき定めることは適切ではありません。)	
311210001	元年 12月10日	2年 1月24日	2年 2月25日	高額現金決済取引の抑制による、キャッシュレス社会の進展及び犯罪防止・社会コストの削減について	・EU諸国で導入されている現金の利用上限規制の導入により、世界最高水準のキャッシュレス社会を実現するとともに、税収向上、マネロン対策強化、現金ハンドリングの社会コストの削減を図る。 ・具体的には、犯罪収益移転防止法、同法施行規則を改正し、上限金額(10~30万円を想定)を超える現金決済については、支払者の本人確認資料の提示、店舗側での当該資料の確認・保存義務を課すことで、高額な現金決済に一定の制約を設けることで実現する。 ※本提案内容の詳細については、別紙をお送りいたします。	1. 世界最高水準のキャッシュレス社会の実現 現金決済に一定の上限金額を設けることにより、切手、為替、クレジットカード等、現金代替決済を増加させ、現行20%程度のキャッシュレス比率の向上を図る。 ※具体的な向上比率については、高額現金取引量を集計の上推計が必要 2. 税収の向上 キャッシュレス決済の増加により、決済データのトレースが可能となる。具体的な税収増加額は推計が必要も、現金決済上限規制を導入しているEU諸国においては、導入の大きなメリットとして脱税防止を挙げられており、フランスでは現金上限を3,000ユーロから1,000ユーロに引き下げた際、約10億ユーロの歳入増になる見通しが示されている。 3. マネーロンダリング・テロ資金供与対策の強化 現金取引は匿名性が高いがゆえ、マネーロンダリング・テロ資金供与対策には限界がある。高額現金取引を制限することで、狙われやすい高額取引が記録化されるため、資金悪用の防止に繋がる可能性あり。 4. 現金ハンドリングコストの削減 ・現金代替決済増加により、貨幣製造(517億円)、ATM維持管理(2兆円)等の現金ハンドリングコストが削減。 ・入管難民法が改正される等、人手不足が叫ばれる中、現金取扱ゆえに発生する、現物の授受や管理、レジ閉作業等の業務負担も軽減される。 5. 新たなキャッシュレス環境整備への投資が推進 現金上限規制を10万円と仮定した場合、決済事業者全体では最大約800億円の増収が見込まれる。これは、決済端末100万台を決済事業者負担で新規導入できる規模であり、キャッシュレス環境の整備加速に向けた好循環が生まれる。	三菱UFJニコス株式会社	警察庁 経済産業省	犯罪による収益の移転防止に関する法律(平成19年法律第22号)第2条、第4条、犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令(平成20年政令第20号)第7条等	対応不可	犯罪による収益の移転防止に関する法律は、特定事業者による顧客等の本人特定事項等の確認、取引記録等の保存、疑わしい取引の届出等の措置を講ずることにより、組織的犯罪処罰法及び麻薬特例法による措置と相まって、犯罪による収益の移転防止を図り、併せてテロ資金供与防止条約等の的確な実施を確保し、もって国民生活の安全と平穩を確保するとともに、経済活動の健全な発展に寄与することを目的としています。 本法においては、上記の目的を達成するため、FATF勧告等の国際的な要請を踏まえながら、マネー・ロンダリング及びテロ資金供与に利用されるおそれがある一定の取引について、特定事業者に対し顧客等の本人特定事項等を確認すること等を義務付けているところです。 したがって、およそマネー・ロンダリング及びテロ資金供与に利用されるおそれのないような取引も含めて一定額を超える現金決済取引について、一律に本法の規制の対象とすることは、特定事業者及び顧客等に過度な負担を強いるものであり、少なくともも収法上において御提案を受け入れることは困難であると考えています。		

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ)において対応します。
 ※「ワーキング・グループにおける処理方針」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、各ワーキング・グループが以下のとおり判断したものです。
 ◎:各ワーキング・グループで既に検討中又は検討を行う事項
 ○:所管省庁に再検討を要請(「◎」に該当するものを除く)する事項
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける処理方針
									制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
020317007	2年 3月17日	2年 4月23日	2年 5月27日	電子的な年齢確認による酒類・煙草販売が可能であることの明確化	各分野で電子的な本人確認が進むなか、酒類・煙草販売においても、顔認証による登録データベースとの照合やマイナンバーカード等のIDカードを用いたシステムによる年齢確認が可能であることを明確化すべきである。	酒類・煙草の販売者は購入者の年齢確認を行わなければならないものの、年齢確認の方法は定められていない。このため、各販売者が独自的方式で確認行為を実施しており、小売店舗においては、タッチパネルを用いた対面販売が主流となっている。 昨今の労働力不足にともない、無人店舗やセルフレジの普及が進みつつあるが、ICTを活用した年齢確認が認められるか判断としないため、事業者は無人店舗・セルフレジにおける酒類・煙草の販売を控えている。	(一社)日本経済団体連合会	警察庁 財務省	1 20歳未満の喫煙を禁止している未成年者喫煙禁止法では、たばこ小売販売業者等において年齢の確認その他の必要な措置を講じる必要があるとされ、20歳未満の者に対してその自用に供すると知ってたばこ又は器具を販売した場合には罰則が設けられています。 2 20歳未満の飲酒を禁止している未成年者飲酒禁止法では、酒類販売業者等において年齢の確認その他の必要な措置を講じる必要があるとされ、20歳未満の者に対してその飲用に供すると知って酒類の販売又は供与した場合には罰則が設けられています。	1 未成年者喫煙禁止法第4条、第5条 2 未成年者飲酒禁止法第1条第3項・第4項、第3条第1項	事実誤認	1 20歳未満の者の喫煙防止の観点から、たばこ小売販売業者等は、たばこ等を購入する者が20歳以上の者であることを確認する必要がありますが、無人店舗やセルフレジにおけるICTを活用した年齢確認の方法についても、販売対象者が確実に20歳以上であることが確認できるものであればよく、対面による確認措置のみに限定するものではありません。 なお、年齢確認の措置を講じていたとしても、20歳未満の者に対してその自用に供すると知ってたばこ等を販売した場合には未成年者喫煙禁止法違反が成立することがあります。 2 20歳未満の者の飲酒防止の観点から、酒類販売業者等は、酒類を購入等する者が20歳以上の者であることを確認する必要がありますが、無人店舗やセルフレジにおけるICTを活用した年齢確認の方法についても、販売対象者が確実に20歳以上であることが確認できるものであればよく、対面による確認措置のみに限定するものではありません。 なお、年齢確認の措置を講じていたとしても、20歳未満の者に対してその飲用に供すると知って酒類を販売等した場合には未成年者飲酒禁止法違反が成立することがあります。	
020317026	2年 3月17日	2年 4月23日	2年 5月27日	パーソナルモビリティの実用化に向けた実証実験の円滑化	モビリティ革命を推進する観点から、実施場所の環境や実験車両の機能や操作性など一定の安全性が担保された条件下では実証実験の許可水準を引き下げるべきである。	高齢ドライバーの運転をめぐる諸問題などが発生するなかで、日常生活における移動手段として「搭乗型移動支援ロボット(パーソナルモビリティ)」に対する期待は大きい。このようなロボットは実証実験の場合にのみ、公道を走行することが認められている。 しかしながら、民間事業者が実証実験に取り組むには以下の要件があり、ハードルが非常に高く、仮に実証実験を実施できても社会実装は困難な状況にある。 ① 実施にあたり行政機関(国や地方公共団体)の協力を得る必要があり、関係者との調整コストが発生する。 ② 道路運送車両法に基づく灯火装置を備えていないロボットの場合、実施時間が日出時から日没時までには制限される。 ③ 運転免許証の所持が前提となっており、パーソナルモビリティへの需要が高い移動弱者がロボットの操縦者となることができない。 ④ 実施許可期間が最大6ヶ月とされており、季節や気象の変化に応じた実証データが取得できない。 ⑤ 実施場所が自転車通行可の歩道に限定されており、実用化を見据えた柔軟な実験を行うことができない。 ⑥ 歩行補助車(歩行者扱い)と同等の速度に制限されているにもかかわらず、操縦者にヘルメットの着用が義務付けられており、工数の増加を招いている。	(一社)日本経済団体連合会	警察庁 国土交通省	(警察庁) 搭乗型移動支援ロボットは、道路交通法上、原動機の定格出力に応じて、自動車又は原動機付自転車に区分されるものであり、道路運送車両法上の保安基準に適合するものであれば、公道を通行することができます。通行する際には、上記区分に応じた運転免許を有していることが必要であるほか、大型自動二輪車、普通自動二輪車又は原動機付自転車に当たる場合には、ヘルメットをかぶらなければならない。 その上で、道路運送車両法上の保安基準に適合していること又は同基準の緩和措置を受けていることを前提として、道路外において、走行時の安全性及び安定性に関する実験が十分に実施された、一定の大きさ以下の搭乗型移動支援ロボットについては、「搭乗型移動支援ロボットの公道実証実験」に係る取扱いについて(通達)」(平成30年3月19日付け警察庁丁交企発第39号、丁規発第32号)により定められている基準に従って、道路使用許可を得た上で、歩行者等の通行に支障が認められない歩道等において公道実証実験を行うことができます。 (国土交通省) 搭乗型移動支援ロボットの公道実証実験を実施するため、一定の要件を満たす搭乗型移動支援ロボットについて必要な安全措置を講じた上で、道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第67号)第55条の基準緩和制度を活用することができることとなっております。	道路運送車両法(昭和35年法律第105号)第77条 道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第40条等	その他	歩道等における搭乗型移動支援ロボットの公道実証実験を行うに当たっては、適切な安全確保措置を講じることが必要ですが、御提案にある「実施場所の環境や実験車両の機能や操作性など一定の安全性が担保された条件」の具体的な内容が判断としないことから、現時点では、対応の可否についてお答えすることは困難です。 行いたい実証実験の内容や、緩和を要望する要件等について具体的に明らかにした上で、個別に御相談ください。	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ)において対応します。
 ※「ワーキング・グループにおける処理方針」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、各ワーキング・グループが以下のとおり判断したものです。
 ◎:各ワーキング・グループで既に検討中又は検討を行う事項
 ○:所管省庁に再検討を要請(「◎」に該当するものを除く)する事項
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果			ワーキング・グループにおける処理方針	
									制度の現状	該当法令等	対応の分類		対応の概要
020317062	2年 3月17日	2年 4月23日	2年 6月24日	特殊な車両の通行における許可手続のオンライン・ワンストップ化	私道を除く全ての道路を対象に、特殊車両通行許可申請と制限外積載許可申請の手続のオンライン・ワンストップ化を可能とするとともに、審査期間を短縮する方法を検討すべきである。	車両の構造(幅、長さ、高さ、重量等)が一定の制限を超える場合、通行する道路の管理者に対して「特殊車両通行許可申請」を行わなければならない。当該車両における積載物や積載方法が一定の制限を超える場合には、出発地を所管する警察署に「制限外積載許可申請」を実施することも求められる。 特殊車両通行許可をオンラインで申請するには、通行経路内に国道事務所が管理する国道が含まれる必要があり、県道や市道のみを通行する場合は行政機関の窓口を訪問しなければならない。 また、制限外積載許可申請はオンライン申請自体が可能となっておらず、各地の警察署に申請できるよう担当者を全国に配置する必要も生じている。 こうした事務手続きの煩雑さに加えて、通行する道路の管理者が複数の行政機関に及ぶ場合には、申請受付から許可取得までに数か月を要するなど、事業活動の予見可能性も立ちにくい。	(一社)日本経済団体連合会	警察庁 国土交通省	【警察庁】 貨物が分割できないものであるために積載重量等の制限等を超えることとなる場合においても、警察署長が提出された申請書に基づき、車両の構造又は道路若しくは交通の状況により支障がないと認めて積載重量等を限って許可したときは、車両の運転者は、当該車両を運転することができません。 また、都道府県の警察機関に係る申請等のオンライン化については、国家公安委員会の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則(平成15年国家公安委員会規則第6号)第11条において、都道府県公安委員会等(都道府県公安委員会、警視總監、道府県警察本部長又は警察署長)に係る手続等のうち、電子情報処理組織を使用して行わせることができるものは、都道府県公安委員会が定めることとされています。 なお、制限外積載許可申請については、5日以内で各都道府県警察の実情に応じた期間を標準処理期間として定めており、迅速な対応に努めています。 【国土交通省】 (特殊車両通行許可申請について) 一定の重量・寸法(一般的制限値)を超える車両が道路を通行する場合、物流事業者等は道路法に基づく特殊車両通行許可を受ける必要があり、申請を受けた道路管理者は、道路と車両の物理的関係を審査し、道路の構造の保安及び交通の危険の防止上、必要な条件を付して通行許可を実施しています。 また、ドライバー不足に伴う車両の大型化の進展により申請件数が増加し、許可までの審査日数が長期化している中、迅速化に向けた取組を実施しています。	【警察庁】 道路交通法(昭和35年法律第105号)第57条第3項 国家公安委員会の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則(平成15年国家公安委員会規則第6号)第11条【国土交通省】 道路法第47条の2	・オンライン申請 【警察庁】 現行制度で対応可能 【国土交通省】 対応 ・ワンストップ化 【警察庁】 対応不可 【国土交通省】 対応不可	【警察庁】 国家公安委員会の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則第11条において、都道府県公安委員会等(都道府県公安委員会、警視總監、道府県警察本部長又は警察署長)に係る手続等のうち、電子情報処理組織を使用して行わせることができるものは、都道府県公安委員会が定めることとされています。制限外積載許可申請のオンライン化についても、都道府県が整備している電子申請に係るシステムを活用するための所要の予算措置がなされる必要があるものの、都道府県公安委員会の判断により実施可能です。 また、制限外積載許可と特殊車両通行許可に係る申請のワンストップ化については、 ○ 制限外積載許可が個々の運転行為を対象とした運転者に対する許可であるのに対し、特殊車両通行許可が限度超過車両の通行を対象とした使用者(当該車両を通行させようとする者)に対する許可であるように申請主体そのものが異なること ○ 制限外積載許可を必要とする全ての運転行為に特殊車両通行許可が必要となるわけではないこと 等を考慮すると、それぞれの許可のうち限られた一部のものについてのみ都道府県警察と国土交通省との間にまたがるシステムを所要の予算措置を講じて構築することが必要となることや、異なる者の許可申請を一括することはかえって混乱を招きかねないことから、適当ではないと考えております。 【国土交通省】 (特殊車両通行許可申請について) 特殊車両通行許可の国への申請はオンライン化済みであり、自治体への申請についても令和元年9月よりオンラインによる提出が可能となる仕組みの運用を開始しています。 なお、特殊車両通行許可は道路の構造の保安及び交通の危険の防止の観点から道路と車両の物理的関係を審査するもので、道路交通の安全等の観点から審査する制限外積載とは審査の観点異なるため、提案事項(ワンストップ化)の対応は困難です。	
020317069	2年 3月17日	2年 4月23日	2年 5月27日	民間取引における本人確認手段のデジタル化の推進	民間取引における本人確認に際して、デジタル技術を用いた手段を原則とするよう、将来に向けて環境整備を図るべきである。	マネー・ロンダリングやテロ資金供与への対策として、金融サービスを中心に民間取引における正確な本人確認の重要性が高まっている。 法令に基づく本人確認手段として、本人確認書類の提示や写しの送付が認められており、事業者は適切に対応している。一方、現状では当該書類の偽造や盗難による不正利用、個人情報の漏洩等のリスクが存在するとともに、事業者には書類の保管コストが発生している。マイナンバーカードの電子証明書や、同カードを含む各種公的書類のICチップに格納された券面記載事項の電子データの活用により、対面・非対面の双方で高精度の本人確認が可能となるため、既に関係法令の改正によりこれらの手段を活用した本人確認が認められてきている。	(一社)日本経済団体連合会	内閣官房 警察庁 金融庁 総務省	「犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則」及び「携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律施行規則」に基づく本人確認においては、本人確認手段として、本人確認書類の提示のほか、マイナンバーカード等のICカードを用いたデジタル技術による本人確認等も認められています。	犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則第6条、第19条 携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律施行規則第3条、第8条、第11条、第19条、第21条	現行制度下で対応可能	「犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則」及び「携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律施行規則」では、既にマイナンバーカード等のICカードを用いたデジタル技術による本人確認手続及び本人確認記録の電磁的保存を認めており、本人確認手続のデジタル化の推進に向けた環境整備を行っております。 また、法令上認められた本人確認手続の中で対面・非対面に問わず、マイナンバーカード等のICカードを用いたデジタル技術による本人確認をできる限り早期かつ円滑に対応していただくよう、令和元年12月から順次、業所管省庁を通じて業界団体等に対し、要請文を发出しております。	